

No.	見直し箇所	現行	見直し後
1	p 72 12行～	<p>行政との契約方式は、1997(平成9)年の児童福祉法改正で保育所の利用手続きに取り入れられたが、2012(同24)年の子ども・子育て関連3法によって、私立保育所を除く公立保育所、認定こども園などの就学前の教育・保育施設が子ども・子育て支援方式に移行した。</p> <p>私立保育所の保育料は、保護者から市町村へ支払われ(⑦)、市町村は私立保育所の事業者へ委託費を支払う(⑤)。</p>	<p>行政との契約方式は、1997(平成9)年の児童福祉法改正で保育所の利用手続きに取り入れられたが、2012(同24)年の子ども・子育て関連3法によって、認可保育所、認定こども園などの就学前の教育・保育施設が子ども・子育て支援方式に制度化された。</p>
2	p 75 12行～	<p>教育・保育施設には、施設給付型の認定こども園・公立保育所・幼稚園と地域型保育の小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育がある。</p> <p>私立保育所を利用する場合は、保護者と市町村とによる行政との契約方式をとる。</p>	<p>教育・保育施設には、施設給付型の認定こども園・認可保育所・幼稚園と地域型保育の小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育がある。</p> <p>なお、私立保育所を利用する場合の保育の費用については保護者と市町村との契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行う。</p>